

## 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書



江東区長 殿

申請する日を記入してください。

年 月 日

江東区特別区税条例第34条の4の規定により、特別徴収届出します。		都区民税特別徴収に係る書類を送付する宛先になる住所を記入してください。
所在地 (住所)	〒	
フリガナ	フリガナの記入もお願いします。	
名称 (氏名)		
代表者の職氏名	電話番号	— —
法人番号	(連絡先)	
特別徴収義務者 指定番号	※区市町村と異なる	1. の人数での取消の場合は、人数が増えたときからになるので時期は選べません。
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他（理由： )	

関与税理士署名	人数以外の理由(振替サービスを利用するなど)があれば記入してください。年度の切替と同時の取消の希望など、取消の時期の希望があれば、合わせてご記入をお願いします。	(連絡先)
---------	--	-------

### 【注意事項】

1. 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者職名・氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
2. この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることになります。  
※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
3. この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

〔例〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで      ◎3月分 ⇒ 4月10日まで      ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

### 【提出先】

〒135-8383 東京都江東区東陽4丁目11番28号 江東区 区民部納税課納税管理係